

京・地域福祉推進指針の改定の方角性について

1 改定の方角性の概要

(1) 現行指針の期間

- 平成31年3月に策定した「京（みやこ）・地域福祉推進指針※（以下「現行指針」という。）」の推進期間は、令和元～5年度の5年間を目途と定め、本市地域福祉推進の取組を進めている。 ※ 社会福祉法107条に規定される「市町村地域福祉計画」の位置付け。

(2) 現行指針改定に向けた検討及び方角性

- この指針は、地域の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野において共通的な事項となる、本市の地域福祉を取り巻く状況や、地域住民、関係機関、行政が協働して取組を進めるための目指すべき考え方・方角性等を記載している。
- 現行期間経過後においても、重点目標1「地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上」や、重点目標2「行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化」等、必要とされる方角性を維持しつつ、今後も現行指針の理念に基づく取組を継続していく必要がある。
- そのうえで、新型コロナの影響を受けた地域福祉活動の今後の方角性、令和5年度から取組を開始する重層的支援体制の推進、また、孤独・孤立やヤングケアラーといった近年顕在化する福祉課題への対応など、最近の動向を踏まえた内容を反映する必要がある。
- 改定に当たっては、近年の統計データや、この間に実施された実態調査結果を活用する等、効果的かつ効率的な手法を用いて必要な事項の充実・見直しを行い、現行指針の終期である令和6年3月に、推進期間を令和6～10年度の5年間を目途とした指針に改定する。

2 改定の内容（案）

各統計データの結果、実態調査から見える地域福祉課題の結果（参考1）から、地域を取り巻く状況を考慮し、現行指針が目指す方角性（基本理念、重点目標、推進項目）を引き続き維持していくこととする。合わせて、新型コロナの影響を受けた地域福祉活動の再生や令和5年度から取組を開始する「重層的支援体制」の推進を盛り込むなど、必要な事項の改定を行う。

(1) 新型コロナの影響を受けた地域福祉活動の今後の方角性

新型コロナにより、地域のネットワークや地域福祉活動は大きな影響を受け、長年積み重ねてきた活動を実践できない状態があった。地域のつながりの希薄化が進行する中、コロナ禍でも活動が途切れないように様々な工夫をしながら継続してきた地域活動がある。新型コロナの経験により学んだ地域ネットワークや地域福祉活動の内容等を反映する。

⇒ 重点目標1の推進項目1及び2に共通する事項として盛り込む。

(2) 「重層的支援体制」の推進について（資料6）

令和3年4月の改正社会福祉法の施行により創設された重層事業を、本市においても令和5年度から開始する。事業の実施に当たり、「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定が社会福祉法第106条の5において努力義務とされていることから、一体的に策定する。

⇒ 基本理念を実現するための重点目標1及び2に関わる全体的な事業として盛り込む。

(3) 「成年後見制度利用促進計画」の位置付け

現行指針内に位置付けられている成年後見制度利用促進計画は、「京都市成年後見制度利用促進協議会」とも連携しながらその取扱いを検討する。

※ その他、修正及び追加すべき事項

- 第3期「はばたけ未来へ！京プラン 2025（京都市基本計画）」の内容など時点更新
- 主な取組項目の修正や追記
 - ・ 民生児童委員の活動を支援する事業や民生児童委員等の担い手確保のための検討会の実施内容
 - ・ 孤独・孤立対策、ヤングケアラーへの支援等、現行指針策定後に顕在化してきた地域福祉を取り巻く状況
 - ・ 現行指針に記載している各施策・制度の見直しによる変更

4 今後のスケジュール（予定）

日程	予定
令和5年4月以降	改定作業、関係団体への方針共有
8月中	京都市社会福祉審議会 令和5年度第1回「地域福祉専門分科会」 ＜議題＞次期指針素案の検討
11月中	京都市社会福祉審議会 令和5年度第2回「地域福祉専門分科会」 ＜議題＞次期指針（案）の検討
令和6年2月	京都市社会福祉審議会 令和5年度第3回「地域福祉専門分科会」 ＜議題＞次期指針（最終案）の確認
4月	次期指針の推進期間開始